

令和4年9月29日

施設管理者様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部保健所保健予防課)

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者・保育施設等従事者 PCR 検査の
継続実施への協力について (依頼)

高齢者・保育施設等施設の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に
日々ご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の強化策と
して、高齢者・保育施設等従事者の皆様を対象に、令和3年1月より唾液PCR検査を実施
してまいりました。

引き続き12月まで期間を延長し、継続実施いたしますので、検査を希望される場合、本
通知内容をご確認の上、お申し込みください。

記

1 検査対象者

久留米市内に所在する以下の施設等に所属し、業務を行う者のうち、無症状である者

ア. 介護施設等 (入所、居宅、通所、訪問系全て含む)

イ. 高齢者施設等 (有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、
養護老人ホーム、生活支援ハウス)

ウ. 障害者施設等 (入所、共同生活援助、通所、居宅、相談支援事業所)

エ. 市内幼稚園・保育所・認定子ども園・学童保育所等

オ. 市内小学校・中学校・特別支援学校等 (公立、私立)

カ. その他久留米市が指定する施設

※従業者の居住地は市内・市外を問わないが、対象となる施設等は市内に所在するもの
に限る。

2 検査方法

唾液PCR検査 (公的医療保険適用対象の検査と同等の製品を使用)

3 検査申し込み開始日時

令和4年9月30日10時

4 検査申し込みおよび検査実施期間

令和4年10月1日 から 令和4年12月25日 まで

5 検査回数

従業者1人あたり週1回受検可能（各施設、週1回受検可能）

6 検査費用

久留米市が全額負担

7 検査実施事業者

ヘルスケアテクノロジーズ(株)

8 検査申し込み方法

- ・検査を希望する場合、施設等単位での申し込みとなります。
- ・検査を希望される施設等の代表者は、右のQRコード、又は下のURLより申し込み手続きを行ってください。
なお、申し込みには代表者のEメールアドレスが必要となります。
<https://pcr.helpo.jp/kurumecity/>
- ・令和2～4年度に施設登録いただいた施設は改めて登録は不要です。



9 問い合わせ先

- ・検査に対する全般的なお問い合わせ
ヘルスケアテクノロジーズ(株) 問い合わせ窓口（9時～18時）
問い合わせ専用フォーム <https://pcr.helpo.jp/contact/>
電話による問い合わせ TEL：050-1741-3930
- ・本施策に関する問い合わせ
久留米市保健所保健予防課 担当：渋田
(TEL)0942-30-9730 (FAX) 0942-30-9833

